

衛生材料支給券を交付します

☎ 高齢福祉介護課(☎65-7789) しょうがい福祉課(☎65-6518)

要介護認定を受けている高齢者やしょうがいのある人などに、衛生的にすこしていただけるよう、紙おむつ等支給券を交付します。

【支給内容】

最大で2万7千円分の支給券(申請月によって異なります。9月30日(水)まで利用可)

【受付期間】

随時受け付けています。
※申請月の翌月から9月までの月数分の交付となります。

【サービスを受けられる人】

《共通要件》

- 申請時に次のすべてに該当する人
- 令和元年9月～令和2年2月の間で3か月以上在宅で生活している
- 常時おむつが必要で、現在も使用している

- 世帯の平成30年分の所得税が非課税
- 市税、介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料を完納している

- 《要介護認定を受けている人の要件》
- 要介護3、4、5の認定を受けている
- 《しょうがいのある人の要件》
- 身体障害者手帳(肢体不自由)1級、2級の交付を受けている(3歳以上)

- 療育手帳A1、A2の交付を受けている(3歳以上)

※施設に入所している人や入院中の
人、日常生活用具給付事業で紙おむつの交付を受けている人などは除く。

【持ち物】

しょうがいのある人はお持ちの手帳
※申請書は、担当課にあります。

申請先

要介護認定を受けている人

高齢福祉介護課(本庁舎1階)

北部振興局福祉生活課

しょうがいのある人

しょうがい福祉課(本庁舎1階)

北部振興局福祉生活課



訪問理美容サービスをご利用ください

☎ 高齢福祉介護課(☎65-7789) しょうがい福祉課(☎65-6518)

在宅で生活している寝たきりの高齢者やしょうがいのある人に自宅訪問による理美容サービスの利用券を4月中旬～下旬に交付します。

【支給内容】

訪問理美容サービス利用券散髪のみ1枚(9月30日(水)まで利用可)申請時に、利用する理美容店を選択します。

【自己負担額】

原則利用料の1割(450円)

【受付期間】

3月2日(月)～16日(月)

平日8時30分～17時15分

【サービスを受けられる人】

《共通要件》

- 3月1日現在で次のすべてに該当する人
- 令和元年9月～令和2年2月の間で3か月以上在宅で生活している
- 世帯の平成30年分の所得税が非課税
- 市税、介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料を完納している

- 《要介護認定を受けている人の要件》
- 次のいずれかに該当する人
- 65歳以上で要介護4、5の認定を受けている
- 65歳未満で要介護4、5の認定を受けており、同居人のすべてが65歳以上

たは左記①～③のいずれかの手帳を持っている
《しょうがいのある人の要件》
次の両方に該当する人
○次のいずれかの手帳を持っている
①身体障害者手帳(肢体不自由)1、2級
②療育手帳A1、A2
③精神障害者保健福祉手帳1級
○同居人のすべてが65歳以上または右記①～③のいずれかの手帳を持っている

※施設に入所している人、病院に入院している人などは除く。

【持ち物】

しょうがいのある人はお持ちの手帳

※申請書は、担当課にあります。

申請先

要介護認定を受けている人

高齢福祉介護課(本庁舎1階)

北部振興局福祉生活課

しょうがいのある人

しょうがい福祉課(本庁舎1階)

北部振興局福祉生活課

水道料金・下水道使用料のキャッシュレス決済が可能になります

☎ 下水道総務課(☎65-1600) 長浜水道企業団(☎62-4101)

水道料金・下水道使用料のバーコード付き納付書が、スマートフォン向けアプリを利用したキャッシュレス決済でいつでもどこでも納付できるようになります。ぜひご利用ください。

【対応スマートフォン向けアプリ】

PayBi、PayPay、LINE Pay、楽天銀行

【利用方法】

インターネット通信が可能なカメラ付きスマートフォンまたはタブレットで、右記の対応アプリを開き、納付書に印刷されているバーコードを読み取り、納付してください。

※キャッシュレス決済の利用には、アプリの取得、金額のチャージ等が必要です。

【開始日】4月1日(水)

【対象】水道料金・下水道(公共下水道・農業集落排水処理施設使用料)

※30万円未満(LINE Pay 5万円未満)の金額で、納付書にバーコードが記載されているものが対象です。
※領収証は発行されません。

問合せ

下水道使用料に関するご質問
下水道総務課(本庁舎2階)
☎65-1600
水道料金に関するご質問
長浜水道企業団(下坂浜町)
☎62-4101

井戸水等の使用人数が変わる場合は届出が必要です

☎ 下水道総務課(☎65-1600)

【対象】

公共下水道および農業集落排水処理施設で、水道水以外の水源(井戸水等)を生活用水に利用している人

○使用人数の変更があるとき

井戸水等を生活用水にご利用の場合、使用人数もとに使用料を算定しています。
出生、死亡、転入、転出等、世帯の人数に変更があるときは、市民課等での住所等異動手続きとは別に届出が必要です。担当課にご連絡ください。手続きに必要な届出書をお送りします。
届出書の提出後、使用人数を変更しますので、速やかに提出してください。

○届出している使用人数が分らないとき

水道水も併せて使用している人は、水道メーターの検針票に使用人数が記載されています。
また、井戸水等を使用している人で使用人数が分からないときは、担当課にお問い合わせください。

○井戸等を新設・撤去したとき

水道水と併せて井戸水等を新たに使用することになったときや、井戸水等の使用を中止し水道水のみに変更したときは、担当課にご連絡ください。手続きに必要な届出書をお送りします。

問合せ

下水道総務課(本庁舎2階)
☎65-1600

市民の健康を考える講演会を開催します

☎ 地域医療課(☎65-6301)

～全員で『元気のための ONE TEAM』～

家族・地域 みんなで健康になろう!

私たちが心豊かな人生を送るためには、できる限り長く健康であり続ける「健康寿命の延伸」が必須です。自分自身が身体を大切にすることはもちろんですが、自分では身体の変化に気づかないことがあります。親や子、孫など家族全体で、また広く地域ぐるみで健康づくりが必要です。お互いに健康を支え合うことの大切さ、取り組みなどをお話しします。

【とき】3月22日(日)13時30分～15時15分
(受付13時～)

【ところ】臨湖(港町)

【内容】

基調講演
講師 浅井東診療所 所長 松井善典氏



▲講師 松井善典氏

【定員】180人(先着順)

【申込み】3月19日(木)までに電話で左記までお申し込みください。

※参加無料、託児あり。
※お車でお越しの際は、豊公園駐車場(3時間以内無料)をご利用ください。

問合せ・申込先

長浜東ロータリークラブ事務局
(北ビワコホテルグライイエ内)
☎63-3500